

令和6年度 東京都税制調査会
第3回小委員会

令和6年8月20日（火）16:30～18:26
都庁第一本庁舎16階 特別会議室S 6

【柳澤税制調査課長】 本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
ただいまから、令和6年度東京都税制調査会第3回小委員会を開催させていただきます。
本日の小委員会は、既にお送りしております資料を参照いただきながら御検討いただければと存じます。
なお、佐藤委員、沼尾委員、野口委員は所用のため本日は欠席されております。
今後の進行につきましては、諸富小委員長をお願いいたします。

【諸富小委員長】 それでは、議題に入らせていただきます。内容は「社会保障を支える財源（税・社会保険料）」についてです。このテーマは論点が二つありまして、別に議論を行いたいと思います。
では、事務局から論点1についての説明をお願いいたします。

【柳澤税制調査課長】 それでは、テーマ「社会保障を支える財源（税・社会保険料）」の論点1について御説明をさせていただきます。

資料2の1ページを御覧ください。

論点1は、今期の議論を踏まえ、現行の社会保険料の仕組みにおける課題とその対応についてどう考えるかとなります。今期の議論の子ども・子育てや金融所得課税のところで、社会保険料につながる議論がありましたので、その先を御議論いただければと考えております。

検討項目といたしましては、一点目が「全世代型社会保障」（すべての世代が能力に応じて負担し、支え合う）という考え方に照らし、社会保険料における賦課ベースをどう考えるかとしております。その中で、今期の議論で出た社会保険料に金融所得（利子・配当・株式等譲渡）が入っていないこと、副業収入が勘案されていないこと、資産がカウントされていないことなどをどう考えるかということになります。

また、今期の議論で逆進性の話も出ていましたので、二点目が、社会保険料負担について、逆進性があるともされているが、どう評価するかとしております。

続きまして、論点1の資料に関しましては、2ページ目から9ページ目までになりますが、事前説明から大きな変更点等はございません。

事務局から、論点1に関する説明は以上となります。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

なお、本日御欠席の佐藤委員より、事前に御意見を賜っていますので、事務局から御紹介をお願いいたします。

【柳澤税制調査課長】 佐藤委員から御提出いただきました書面につきまして、論点2の内容が中心となっておりますが、論点1の内容も含まれていますので、初めにまとめて読み上げさせていただきます。

所用により第3回小委員会を欠席しますので、書面にて意見を申し上げます。

税と保険料の一体改革に関して。

これまで税制は政府税制調査会、保険料は厚労省の各委員会で「縦割り」的に議論されてきた。このため社会保障の財源の在り方を考える上で一体性に欠くことになる。これを改めて「税と保険料の一体改革」を担う会議体を内閣府、例えば経済財政諮問会議に設けるか、政府税制調査会において社会保険料も議論の対象にする。

保険料の賦課対象に関して。

雇用者保険は4～6月の給与等から算出される「標準月額報酬」、国民健康保険は「前年」の所得に応じて保険料を賦課してきた。これを改め、個人住民税の現年課税化同様、リアルタイムの所得を反映させた形で保険料を徴収することが望ましい。合わせて副業・金融資産からの所得も合算させる。保険料の上限については、保険料率を抑えた上で撤廃させるか、一定の所得以上については限界税率を「ゼロ」（ゼロ税率）にする措置を講じる。

事業主負担に関して。

事業主負担は実質的には「天引き前の天引き」であり、雇用に影響するのは労使の負担割合ではなく、保険料水準そのものである（これを「税の楔（くさび）」という）。副業・金融資産を合算して徴収する観点からは、副業・金融資産には事業主負担はないことから従前の事業主負担を総報酬は変えないまま労働者負担側に寄せるのが一案。あるいは副業・金融資産を含めて労働者個人への保険料率は労使折半後の労働者に適用する保険料率（例：30%のうちの15%）として、事業主負担は新たな「雇用税」として正規・非正規に関わらず徴収し、子育て支援等への財源とする。ただし、雇用促進の観点から雇用税の税率は、対象を非正規にも拡大する分低めに抑える。

社会保障の財源に関して。

公費における社会保障の財源は消費税が基幹税となる。合わせて遺産は消費しきれなかった所得（資産）という観点から、消費税を相続税でもって補完する。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

それでは、論点1について、皆様から御意見を賜りたいと思います。オンラインで御出席の方は、挙手しないしは手挙げ機能によってお知らせいただければ指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、よろしくお願いします。

鴨田委員どうぞ。

【鴨田委員】 鴨田です。

論点1ですが、最初の検討項目のところで、金融所得や副業収入の記載があります。これは健保組合や協会けんぽの話で、国民健康保険では関係ない話だと思います。国民健康保険料だと、利子配当の場合はさておいて、株式の譲渡等が入ってきます。したがって、健保組合や協会けんぽと国民健康保険料とでは、論点が違うのではないかと思います。

健保組合や協会けんぽの場合には、扶養家族については考慮しますが、逆に国民健康保険料の場合には、子供で収入がなくても均等割がかかってきてしまうなど、その辺も違いますので、そこは論点として分けて考えた方がいいのかと思うことと、また資料6ページの金融所得の取扱いのところで、恐らく誤解を招くような表現ではないかと思うのですが、「国民健康保険等の加入者について、確定申告をしたら社会保険料に反映される。確定申告不要選択をした場合には、その金融所得は社会保険料に反映されない」となっているのですが、令和4年の税制改正では、令和5年分の所得税の確定申告で、上場株式にかかる配当所得は、例えば総合課税で申告した場合には、個人住民税についても同じ方式でしなくてはならないということで、これまででしたら、確定申告で所得税については申告しても、住民税では申告不要にした場合にはかからないので、国民健康保険料もちょっと下がるということだったのですが、所得税と住民税の課税の方式を一致させることになったのです。よって、この文章が、しっくり来ない気がしました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

確かにそうですね。資料6ページの最初のところですね。総所得金額等に上がっているような金融所得や副業収入が入っているということですね。

【鴨田委員】 副業とは言わないですよ。そうすると、国民健康保険の場合には総所得金額が全て入ってきてしまうはずなので。したがって、副業というか、どちらかというと給与所得者に対するものだと思うので。

【諸富小委員長】 「市町村民税の総所得金額等」と書いてある、これらがある場合には、全て入ってくるということですね。

【鴨田委員】 そうですね。

【諸富小委員長】 他にございますか。

【土居委員】 土居でございます。

鴨田委員の御発言は、重要なポイントだと思います。既に2023年12月に取りまとめられた子ども予算の財源を確保するための改革工程の中で、項目として挙がっております。つまり同じ利子配当でありながら、総合課税される部分は社会保険料の賦課ベースになるが、分離課税されている部分は賦課ベースになっていないという不公平をどう調整するのかが論点として上がっている。ただ、それを強調すると、NISAの口座に金融資産を移した人は非課税となっているのに、なぜ社会保険料を払っていないということだからいけないということなのかという批判があったので、政府は注意深くNISAを対象とすることを考えているわけではないといって、一生懸命注釈をつけて、だがこの問題は厳然として存在するという事は、かなり論点として挙げられていることは間違いないと思います。どうなるかの議論は、まだ予断を許さないレベルではあると思いますが、少なくとも改革工程の中では示されているということかと思います。

ほかの論点についても、論点1に関連して、お話をさせていただければと思います。

社会保険料負担が逆進的というのは、先ほども御指摘がありましたが、やはり均等割があることと、賦課上限額があることが影響しているのだと思います。ただ、賦課上限額については、やはり給付・反対給付の原則を考えると、やみくもに所得が多いからといって、社会保険料をもっとたくさん払ってくださいというだけでは単純には言えない部分があると。なかなか社会保障財源を確保するのは難しい状況ですので、応能原則というか、払える能力がある人にできるだけ払っていただくということにはなるのですが、かといって給付の見返りが期待できないような程度にまで、所得が増えるにつれて、社会保険料の納付を更に負担してもらうことは、なかなか所得税とは違うところがあるだろうと。見合いの給付が期待できないのに、それだけたくさん保険料を払わせることでよいかどうかは、どうしても議論にはなると思います。

少なくとも、今のところはそれほど大きな反対の声は出ていないので、年々賦課限度額は上がっているのが実情だとは思いますが、しだいにそれをし続け、いずれその上限が高くなり過ぎると、給付・反対給付の原則等になっていないという議論が出てくる可能性はあるかと思います。

それから、保険料を通じて世代間で負担を支え合うという考え方は、増税に手足が縛られている状態では、セカンドベストだとは思いますが、やはり社会保険料という名前がついている限りにおいては、やはり保険という機能を果たすということとの見合いで、保険料を負担してもらっているということは、とにかく高齢世代の負担が現役世代の負担よりも少ないから、社会保険料という形で払ってもらうことばかりに負担を求め過ぎると、やはりバランスを欠いてしまうところはあるだろうとは思いますが。

基本的には、世代間も世代内も、所得再分配をする財源というのは税で賄うのが基本であって、保険料というのは、やはりリスクに見合った負担という形で全うする方に、できるだけその原則を忘れないように制度設計をしていくことが大事なのではないかと私は思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

宮本委員、どうぞ。

【宮本委員】 大変大きな問題で、都税調としての議論とどうつなげていったらいいのか、よく分からないところがあって黙っていました。今、土居委員がおっしゃったような、社会保険制度と税制の原理の違いを確認しておくことが大事ではないかと思います。やはり社会保険というのは、ある保険事項に対応していく、給付が一定の保険事項を条件に行われる仕組みなのであって、だからこそ、例えばベヴァリッジの報告書などでは、国民を勤労者、主婦、高齢者等の六つのライフコースに分けて、それぞれのライフコースに典型的なリスクを括り出して、保険事項として設定して条件とする形を取っているわけです。

そうした中で、現在の議論の前提になっている、例えば主婦であっても新NISA等で、あるいは様々な投資に成功して、ミセス・ワタナベではないですが、YouTube等で副業もかなりしていて、投資体験を語ってたくさん所得があるといったような場合に、これは社会保険で急速に保険事項に対応するための条件を確保するために、そうした保険料の算定条件を広げていくことが、果たしてどこまで適格的なのかを考えざるを得ないわけです。

であるのですが、どうしてもこのように社会保険と税の連携、社会保険料を増やしていくという話になるのは、やはり日本の制度が、社会保険と税と言いつつ、実はハイブリッドであったと。つまり税支出の過半と言ってもいいくらいの額が社会保険の財源に投入されて、だからこそ、皆保険、皆年金が可能であったということです。

フランスなどでも、フィスカリゼーションといって、社会保険財源に税投入は進んでいるのですが、それはかなり事後的な話であって、日本はそもそもそのような形で社会保険を成立させてきた。だからこそ、社会保険に対する信頼は強いわけですが、その分、税の流れが見えにくくなり、税の信頼が遠のいてしまう。結構恩恵にあずかっている人も、その払った税が戻ってくる実感を持てなくなってしまう状況があって、同時に自治体も、その分の社会保険財源を負担するために、かなりの税支出を強いられる状況になっているわけです。したがって、子育て支援をどうするかという際も、やはり税でやろうとすると政権が倒れるので社会保険料に頼ると。そして、支援金制度のようなものができる。

ねじれを調整しなければいけない段階で、更にねじっていくということが繰り返されていってしまうわけであって、やはり何かこういう支出に手を縛られている自治体であるからこそ、ねじれをほぐしていくような議論も必要なのではないか。テクニカルなところで、税と保険料の不均衡をどう正すかという議論はもちろん必要ですが、併せてこのねじれをどう解いていき、税に対する信頼を蘇らせることも含めて考えていくことも大事ではないかと思います。

都税調の議論とつながっているのか分かりませんが、考えているところを述べさせていただきました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。大変貴重な御意見をいただきました。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 今回はあまり細かい話ではないかと思うのですが、確かに社会保険料と税の性質の違いというのは、本来はありますが、宮本委員がおっしゃったように、何となくハイブリッドになってきていて、更に言えば、税を上げる代わりに、あるいは税が政治的に上げられない代わりに、社会保険料で済ませているということなのです。どちらかというと、ねじれというか、社会保険料は社会保険料という名前であるが、実質は税であると考えた方がシンプルなのではないかと思います。

そのような意味では、応能負担といいますか、能力に応じて取ることはあるでしょう。それは副業であ

っても、あるいは金融所得であっても、ほぼ他の税もどきになっている、例えば健康保険組合の保険料であっても、労働者側と使用者側の両方も含めたようなものも含めて、実質的な税率といいますか、実質的な負担率を採るとというのが、流れとしては自然なのではないか。

つまり実態として税になっているのに、課税ベース又は賦課ベースが非常に狭いということ自体は、様々なところでアンバランスを引き起こしている。NISAのように、政策的に何か減税したいというのであれば、それは一種の租税支出又は補助金であるので、政策的是非はともかくとして、どこを抜くのかという議論はあると思いますが、できるだけ社会保険料においても賦課ベースを拡大するのが本来の筋ではないかと。既に最初が歪んでいるから、歪んでいる上で筋を通すと、歪みがもっと大きくなるという御批判もあると思いますが、社会保険の課税ベースといいますか、賦課ベースを拡大するのは、一つの筋ではないかと思います。それが一点目です。

二点目は、人頭税的なところ です。つまり同一負担というのは、かなり問題です。国民年金保険料の納付などを崩壊させてきたのは、言わば人頭税だからであります。わざわざ国民年金を崩壊させるような仕組みを取ってきたというのは、やはりよろしくない。国民健康保険もそれに近いです。やはり人頭税的な側面はできるだけ避けるべきだと。これは森林環境税もそうです。人頭税的な意味での社会保険の歪みは非常に問題です。非常に低い保険料で、質の悪い社会保険サービスを前提にするのであれば、同一負担でも可能だと思いますが、そうでないのであれば、できるだけ人頭税的な同一負担は減らしていくべきではないか。具体的な案はともかく、方向性としてはそう思います。

三点目は、佐藤委員が最初におっしゃいましたが、税制の問題と社会保険料の問題を統一的に、実質的な税制として扱う舞台を国レベルでも自治体レベルでもつくるのが、より望ましいのではないかと。自治体の方がよりやりやすいというのであれば、都税調は名前を変えて「東京都税制社会保険料調査会」でもいいのですが、包括的に議論するのは決して悪いことではないかと私自身は思っているところです。

四点目は、社会保険料と称する場合には、限度額が発生してくるということです。もちろん所得税の率では限度があるわけですが、額では限度がないということでありまして、そのような意味で、限度額が必要なのかは、私自身は疑問でありまして、所得などがあるのだから取って何が悪いという気はいたしません。

社会保険でも経済階層によって、実質的な給付価値が違うのではないかと私は思います。自動車事故などを考えても、金持ちが交通事故の被害者となれば、たくさんお金をもらえるわけですから、それはそんなものではないかと。人間に対する現物の医療サービスとしては一緒かもしれませんが、医療サービスの経済価値が違うという意味で言えば、金持ちからたくさん保険料を取って、しかし医療給付は同じであるというのは、現物としては同じですが経済的な価値は違うのですから、大量に限度額などというのは設けるべきではないと、私自身は思っているということでありまして。世の中の大勢はそう思っていないと思いますが、一応思うことを言っておきます。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

他にございますか。

ただいま金井委員がおっしゃったコメントへの御質問になるのですが、資料5ページがありますよね。均等割のところをおっしゃったのですが、たしか均等割にせざるを得ない理由があって、所得捕捉が難しいケースが多いので、均等割、定額にしてしまっているということがよく言われますが、ここはどうなのですかね。もし所得捕捉がきちんとできるのであれば、比例的に所得を捕捉して、それに比例的にすることが可能になると思いますし、しかし、一方でこの図を見ると2割減、5割減、7割軽減と書いてあります。消費税財源を入れて、こういったことをしているわけで、これができるというのは、ある程度所得が

捕捉できているからなのですかね。この辺り、どなたか御存じであれば。

【土居委員】 よろしいですか。

概念的な話で申しますと、もちろん昔はデジタル技術がなかったので、そこは難しかったということですが、現在はそれほど難しくはなくなってきていることです。年金記録問題はありましたが、年金記録はそれなりに捕捉ができるようになったので、完璧ではないですが、市町村も高齢者の所得をそれなりに把握ができるようにはなっていると。

むしろ、逆に被用者保険の方は扶養という概念があって、被扶養者は自ら保険料を払わなくてもいいということだが、国民健康保険にはそのような概念がないので、全員が加入している限りは保険料を払わなければいけないという中で、全てを所得割にすることでいいかどうかということはあるのではないかと思います。もちろん、扶養というものをどう考えるかは、論理的に決めたというよりは、むしろ割り切りでしかないと思います。扶養、被扶養という家族の関係までも、保険者が把握しなければいけないことなのかというレベルの問題ですから、被用者保険は、むしろ逆に今となつては、よくぞそんな家族関係まで把握した上で、扶養、被扶養ということを保険料の納付の段階で把握しようとして、それに基づいて払っているということになっているので、均等割というものの意味づけは、いろいろな意味づけがあると思うのですが、基本的に扶養、被扶養という関係が保険料納付の段階ではないということで、かといって、所得のない人も、被保険者として国民健康保険等に払わなければいけないとした際に、では、その方の保険料を誰がどうシェアするのですかということになると、一つの考え方として、均等割という考え方は、ほとんど割り切りでしかないと思いますが、所得の側に寄せている、そして被扶養者には保険料を払わせない被用者保険と、そうではなく全員加入する、実質的には扶養されているが、全員が被保険者になって、保険料を払ってもらうことになるが、所得がない人に対してどうやって保険料を計算するのかという、もちろん、実際は所得を稼いでいる人が立て替えて負担することになるわけですが、そこをどう考えるかということにも通じているのかと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。
高端委員、どうぞ。

【高端委員】 話の流れをお聞きしていて、基本的な部分で言うと、結局のところ、例えば社会保険料において、標準報酬月額に上限が存在していたり、あるいは所得が下の方で均等割、あるいは国民年金保険料のような形で、要するに加入者であるからには、負担によって給付権が発生するという社会保険料を取る以上、払ってもらわざるを得ないというような社会保険の論理から、結局、上は標準報酬月額にある程度キャップをはめないといけないのではないかという話になり、下の方は、軽減を強めてきたとはいえ、それでも払いましょうという形を取らざるを得ないわけです。そこは、主に社会保険料がかなり逆進的な性格を帯びてしまう大きな原因なわけです。

その際に、二つ申し上げたいことがあって、一つは、逆進性の問題が確かにあって、逆進性を問題にすることは、一つ重要だとは思いますが、皆様も御存じのように、逆進のか累進のかという話よりも、そもそも水平的公平も全く満たされないわけです。結局医療保険にしても年金制度にしても分立制であり、介護保険についても、保険者間で保険料の差が出てくると。加えて、資料にもあるように、まず賦課ベースが制度によって、特に国保と被用者保険のところで違ってくると。

更に言うと、介護保険と、次元の異なる少子化対策で入ってこようとしている支援金制度などにおいては、結局制度間でどう納付金の負担額を按分するかというところで、加入者数に着目したり、総報酬に着目したりするわけですが、そうすると、結局実質的に加入する保険料制度が違っていると、ある種の実質的な負担能力が同じ人が、全く違う負担になったりするわけです。そうすると、被保険者なり国民からしてみる

と、なぜ自分の負担がこの額になっているのかというのが、どうにもよく分からない。そのようなところに、いろいろな負担を押し込めていくという状況が続いていると。社会保険制度は、いろいろな意味での負担の公平性に、必然的に問題を抱えざるを得ないというところを主な理由として、かなり早期から社会保険制度に、国税、地方税が投入されているわけですが、ここまで高齢化等々が進むと、それでは全く保険料率を抑えられないというところでかなり負担が大きくなってきていて、現状は社会保険料負担が孕むある種の不合理性が明確にというか、顕在化してきてしまっているというようなことだと思います。

そうすると、これは論点1というよりは論点2の話になってしまうのですが、社会保険料の負担の在り方を工夫していくところは、当然あっていいのですが、それよりもはるかに税と社会保険料、あるいは社会保険制度と税を財源とする、いわゆる一般の財政との役割分担のところまで、問い直していかないと、この日本的なシステムは、かなりもう限界に至ってきているのという印象を常々持っています。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

阿部委員、よろしくお願いします。

【阿部委員】 社会保障制度につきましては、年齢に関わりなく、全ての国民が能力に応じて負担し、支え合うことを趣旨としていると思いますので、社会保険料算定の対象は、できるだけ広く捉えることが肝要であると思います。

社会保障費の負担の在り方につきましては、世代間における負担の公平性等の確保が求められていると存じますが、それに加えて、同世代内における負担の公平性の視点も重要ではないかと思います。したがって、現行制度の下で社会保険料の算定の対象とされていない金融所得等を取り込むことは、負担の公平性の観点から必要ではないかと思います。

次に、社会保障制度のうち、健康保険と年金というのは性質が異なるものではないかと存じますので、社会保障を支える財源という観点からいたしますと、健康保険と年金については分けて議論する必要があるのではないかと考えた次第です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ただいま阿部委員がおっしゃった、医療と年金は違うので分けて考えるべきという点について、どう分けて議論すべきか、もし御意見があれば、もう少し補足していただいていいですか。

【阿部委員】 年金につきましては、現役世代は、現在、社会保険料を支払っていても、最終的に受け取るのは、65歳以降になります。他方で、健康保険というのは、その都度の給付になると思いますので、その点、やはり性質が異なるのではないかと思います。つまり、健康保険と年金制度については、それぞれの性質の違いを検討した上で議論する必要があると思ったところです。お答えとしてはまだ不十分だと思いますので、改めて検討させていただければ幸いです。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 よく分かりました。ありがとうございます。他には皆様、ありますでしょうか。

関口委員、どうぞ。

【関口委員】 ありがとうございます。

どう発言していいのかというのに悩みに悩みまして、しかし、やはり言わないわけにもいかないのかと思って、最後に手を挙げた感じになりました。

保険料の話をしているようで、結局所得税の話をしているような感じにもなっているような気がします。先ほども出ましたが、社会保険料の財源の調達の仕方として、賃金に比例するような形で組み込むことができなかった背景を考えると、その所得の捕捉の難しさがあって、いろいろな形の徴収の仕方になって、現在に至っているのだと思うので、もしも所得の捕捉等の賦課ベースの情報がある程度取れるのであれば、

元々に戻れば、賃金に比例するような形のスタイルで徴収していくのが素朴な考え方なのではないかとは思いますが。現在の制度との関係でどう言うかは難しいのですが。

それを考えれば、特に逆進性の観点で捉えると、均等割の部分も、もし所得の捕捉ができている状態になってきているのであれば、所得比例的なものにしていくということがあると思いますし、上限に関しては、むしろ給付の方でどうしていくのかということと考えるようにして、負担の方は比例的にやっていくというやり方でもいいのではないかと思います。

ただ、制度としてどう組むかという点で難しいので、どちらにしていっていいかというのが、現在の制度からは難しい部分もあるので、どう発言したらいいのかというのは、少し悩ましい感じではあります。したがって、現在の社会保険料という枠内でいろいろ考えるとすれば、賃金に対する徴収賦課をしていくというスタイルは、元々のスタイルなのではないかと思うので、それと所得税との関係というのをいろいろな形で組み込んできたわけで、もしも課税ベースを拡大するとなるのであれば、そもそも所得税との関わりを一体どう考えるのだろうかということにもつながることになるので、取上げ方をどう話したらいいかというのが難しいなという印象になってしまうのですが、印象で言いました。

個人的に捉えれば、制度的なものというよりも、整合性を考えるとすれば、保険料系のものは現金給付系の財源に回すようなもので組み込めれば、現在の賃金を失ったという者に対して現金給付をしていくというスタイルで一方では回していき、現物給付系のものは、租税資金等を入れながら回していくというやり方もあるのではないかと思います。この議論の中で、それをどう言ったらいいのかというのは難しさがありましたので、発言だけさせていただきたいと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。よく分かりました。

では、会長をお願いします。

【池上会長】 皆さんありがとうございます。話がとても大きい方向に行っていると思います。

お話を伺っていて、その中で大きな論点が幾つかあって、その論点の中でも、流れとしては三つぐらいあるのだろうと考えておりました。

一つ目は、逆進性ということについての議論。逆進性を語る際には、何に比べて逆進的かというベンチマークが必要です。それを所得税と考えるのか、あるいは消費税と考えるかによって、大分話が違ってくるのだと思います。つまり所得税に比べて逆進的だということであれば、先ほどからお話が出ていました定額制の部分、あるいは比例料率の部分、あるいは標準報酬月額に対する上限が決まっているという部分もあるし、そもそも基礎控除をはじめとする最低生活費非課税という原則も、当然社会保険料にはないので、そのようなところも含めて考えることになります。

ただ、消費税をベンチマークとするのであれば、消費税には元々基礎控除などはありませんので、その話はなくなるから、定額制の部分と、先ほどの上限設定の部分というところに来るのでしょうか。どこをベンチマークとするかというところが論点になると思いました。これがまず一点目です。

もう一つは社会保険です。社会保険そのものが、確かに建前上は、制度ごとに独立採算でやるべきだという理念があるのかもしれないが、現実はどうではなくて、制度そのものに、例えば介護保険のように半分税金が入っているものがありますし、医療保険のように、現役世代の保険が高齢者の医療を支えているような、つまり自分の入っている保険ではないサービスまで支えるという保険同士の助け合いのような仕組みもあります。そうなってくると、社会保険というのは、一つ一つが独立しているわけではないので、その関係を考えなければいけないというのが二点目です。

三点目は、今日の本題は社会保険料の、例えば賦課ベースの話なのですが、金融所得と副業収入に社会

保険を掛けようとする際に、そもそも社会保険については、皆ばらばらな保険制度に加入しているわけですね。そうすると、金融所得に保険料を掛ける、副業収入に保険料を掛けるといった際に、どの保険に払えばいいのですかという話になってくる。そうすると、社会保険が、これだけ分立しているのをどうするか、そのような根本的な問題になってくるのだらうと思います。

つまり、医療保険の改革を考える際に、以前の議論では、例えば制度の統一なども議論になったが、現実にはそうはなっていないで、制度は分立したままになっているわけです。そうなった際に、金融所得あるいは副業収入、つまり主に稼いでいるところではないところで得られた収入の保険料を、主に稼いでいるところの保険に入れるのかという問題になるわけです。そこを考えたとき、保険料に入れるというのが仮に無理だとすると、それを別な形で税の方に持っていくという考え方もあり得るわけですので、そのような方向もあり得ます。

ということで、社会保険制度と税の関係など、論点2のほうに移っていくと、先ほど高端委員も言われましたが、かなり大きな問題に発展していくと思います。そうすると、先ほど介護保険の話を出しましたが、今から30年ぐらい前、介護保険の導入が議論されていた頃から、税なのか保険なのかということをやっと議論して、結局は保険という形になったのですが、しかし、現実には半分税金を入れたことによって妥協したような形があったのですが、その議論はあそこで終わったわけではないということが今日の議論を伺っていると非常によく分かったので、そのようなところも含めて、税と社会保険の関係を考えなければいけないということを改めて感じた次第です。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

皆様の御発言の中で、一つだけコメントですが、宮本委員がおっしゃった点がすごく印象的で、結局社会保険をやっているが、社会保険は社会保険だけで自立できていない状態、あるいは税が支えることによって初めて社会保険料が社会保険料として成り立っているということ。そのような状況になっているにもかかわらず、社会保険は税に非常に支えられている。先ほどの低所得者の方々のところでも、実質2割減、5割減、7割減とやっているのも、実は消費税率を確か10%あるいは3%から5%に上げる際の財源を充てているはずで、言わば社会保険料を応能的に徴収できているのも、税のおかげでもあると言えるのですよね。にもかかわらず、税は非常に不人気で、税への信頼が低迷したままであるという御指摘は、非常に印象的でした。なので、混然一体となっているのですが、社会保険料だったらみんな黙っているのですが、税ということになった途端に、わ一つとなるという状況ではあると改めて思いました。

では、もう既に論点としては二つ目に入っているのですが、一応分けて論点2に行きます。

では、事務局からお願いします。

【齋藤税制調査担当課長】 それでは、論点2について御説明をいたします。

論点は、少子高齢化・人口減少の中、将来的に社会保障を支える財源を確保していくに当たり、重要な問題や課題はどのようなものか、それにどのように対応すべきかとしております。論点1は、今期の議論の中で出た意見について、その先の議論を行うということで立てさせていただきましたが、この論点2は、今後議論していくべき問題や課題、その対応についてどのようなものが考えられるのか、幅広く御議論いただき、お示しいただきたいと考えております。

論点にあります問題や課題の例としまして、将来的に必要な社会保障財源が増大していくことを踏まえ、どのようにして十分な財源を確保していくべきか。もう一例として、全ての世代で能力に応じて負担し支え合い、必要な人が必要な社会保障サービスを受けることができる「全世代型社会保障」に照らして、財源の在り方はどう考えるかを参考に挙げさせていただいております。

また、その下に議論の切り口のようなものも記載させていただいております。「世代間の負担の在り方」として、税における公平性、社会保険料における公平性、現役世代の定義の見直し、賦課方式か積立方式、所得の格差、資産の格差、税か社会保険料か、自己負担（窓口負担）の在り方、企業の社会保障における役割と負担。「負担を求めるに当たって」としまして、国民の理解を得るための方策、負担増による経済への影響などがあるのではないかとということでお示しをしております。

次に、資料の説明でございますが、事前にお示ししていたものから変更した点を御説明いたします。

まず、21ページでございますが、財政検証のオプション試算の結果ですが、1番、厚生年金の適用対象拡大について、「次頁に関連資料あり」としまして、後ろの22ページに1枚、スライドを追加しております。この追加した資料は、オプション試算に係る厚労省の資料でございますが、被用者保険のさらなる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数を図で表したのになります。同時に、フルタイムで働く方の数や、フルタイム以外でこういった時間で働く方が何人いるのかといった状況も分かるものとなっております。議論の参考になると思われましたので追加しております。

次に、23ページでございますが、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の推移を表した資料を追加しております。正規雇用労働者は、2015年にプラスに転じ、この間、増加を続けております。非正規雇用労働者は、2010年以降、増加が続き、2020年、21年は減少いたしました。22年以降は増加しているという状況でございます。

説明は以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明がありました論点及び資料について御議論をいただきたいと思います。御意見のある委員は、御発言をお願いいたします。オンラインで御出席の方は、挙手ないしは手挙げ機能によりお願いいたします。いかがでしょうか。

土居委員、どうぞ。

【土居委員】 御説明どうもありがとうございました。

先ほどの話の続きという感じにもなるのですが、税か社会保険料かというところは、先ほど来議論があって、結局理想的な負担の在り方というものが議論できれば、それがもっともいいのですが、やはり相当、政治や行政の過去の経緯にまみれてしまっていると言わざるを得ないと思います。特に日本の社会保障制度ですね。

社会保険方式とは何だというところが、人によってそれぞれ思い描いていることが微妙に違って、特にこの財源問題になると、税と保険料で折半するという発想が、日本では相当強いような印象があります。別に折半しなければいけないわけでもないし、割合はその都度、国民的な議論を経て決めればよいということだとは思のですが、なぜか折半という考え方が非常に強い。税の方が過半になると、財務省が影響力を増すのではないかとということにおびえる社会保険論者がいるし、逆に社会保険料が過半を占めればよいかというと、先ほど来あるように、国民は増税を心よしとしないので、別に税も過半を占めようという意図もないという、そのような中で拮抗しているという感じがあって。

先ほど来の各委員のお話で言えば、別にもう社会保険料という名前なのだろうが、実質的には税なのだから税として考えればよいのではないかとこの話はもちろん分かりますが、では、実態としてどうなのかということ、社会保険方式にこだわりがある方は、それを税と呼んではしくない、税制として意思決定されるということについて異議を持つなど、そのような反対意見を持つというようなことがあって、保険料は保険料として、保険者ないしは厚生労働省にその決定のイニシアチブを与えてほしいと。ですが、彼らは別に税については何も強い意見を言わないと。逆は逆と。このようなことだったりするものですから、先

ほど来のこんがらがった議論に、意見がこんがらがっているのではなくて、委員の方々が現状をこんがらがっていると御認識されているというのは私も全く同感であります。したがって、もう少し社会保険方式という仕組みではあるのですが、財源負担が半々でなければ駄目だというわけではないというところを、もう少し幅広に議論ができるようになると、どのような形で負担を求めるのがいいかということも、虚心坦懐に議論ができるのではないかと思います。

特に保険料というのは、先ほど来も議論があるように、均等割か所得比例かというところに、どうしても負担の求め方、ないしは賦課ベースがならざるを得ないと。もちろん、かつては国民健康保険には資産割というのはありましたが、現在は都道府県内の保険料統一の方向なので、それはやめる方向になっていると。少なくとも、消費をベースにした社会保険料というものは、この国には存在しないということになると、基本的には所得を稼いでいる人が保険料を払うということにならざるを得なくて、そうすると、現役世代が高齢世代より所得を多く稼いでいるということになると、現役世代に負担が過重になってしまうということになると。それは賦課ベースないし課税ベースを所得ではなく消費にすればいいということだとすれば、これは税でしか我が国ではできないということになるので、おのずと税で社会保障の財源を賄わないといけなくなってしまふ。

このような関係にあるので、税か保険料かということは、社会保障財源をどのぐらい税で賄い、どのぐらい保険料で賄うかということを規定しますが、それに加えて賦課ベースも規定しているということを含頭に置きながら、どのような形で負担を求めるかということを議論する必要があるだろうと思います。私の意見を最後に付け加えるとすれば、やはり現役世代の負担が過重であるということと、消費税が現役世代だけではなくて、高齢世代にも負担を求めることができるということであるならば、今後更に追加的に必要になる社会保障の財源、特に税財源については、より多くを消費税で賄うという方向が望ましいのではないかと思います。

発言は以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

宮本委員、よろしくお願いします。

【宮本委員】 第一の論点と確かに深く関わっていて、第一の論点に関して、諸富委員の方から先ほど御下問もあって、特に国保に対し、なぜ均等割でやっておいて7割削減なのだと。これは、その所得の捕捉が難しかったためであろうかというようなお話がありまして、私は必ずしもその辺りに通じているわけではないのですが、知っている範囲で申し上げると、実はこのことは、先ほど来ねじれている、こんがらがっていると確かに申し上げてきたのですが、だからといって簡単にピュアな社会保険を構築すればいいのだということでは決してないのですね。ねじれていて、その均等割で7割削減のようなことをやっている背景には、それなりに真剣に考えられた日本の社会保障制度立ち上げの時期の関係者の理念、御苦労があったということも忘れてはならないのではないかと思います。

と申しますのも、社会保障制度立ち上げの時期にそこの議論に加わった方々、例えば近藤文二さんなどがおられるわけですが、ベヴァリッジ的な社会保険と税という二文法というのは、日本の現状を考えると、必ずしも実現が容易とは言いかねるし、しかも社会保険を純粋に立ち上げた際に、それに加われない人たちが多く出てくるのではないだろうか。したがって、救貧的な原則と防貧的な原則というのをはっきり分けるのではなくて融合させるべきだと。社会保険と社会福祉というものを一体化させなければいけないのだということを、ずっと強く主張して。例えば国保ができる際に、七人委員会というのが、当時の厚生省の中で立ち上がったわけですが、その中でも、いかにこの7割削減的なところをやっていくのかという課題意識がまずあって、先ほど防貧と救貧を融合させるという問題意識があって、これと均等割がどう関

係するかというと、正直よく分かっていないのですが、応能負担をやった上で7割削減というのはあり得ないわけで、何かそうした人頭税的なベースを作った上で削減していくという形になっていったのかと思っています。何が言いたいかというと、それでも医療保険は多くのお金がかかるわけで、アメリカなどではまだ多くの人が入れていないわけですが、日本でもこれだけのことをやっても、年収が200万円ぐらいでも年間での保険料負担が、これでも30万、40万になるという現状で、実際に保険証が短期保険証に切り替わるような人が多く出てきているわけですね。その段階で、この仕組みをないがしろにしてはいけないということも事実であって、そのような意味では金井委員のおっしゃるように、もうこうなったらこれを前提に手を加えていくほかないのではないのかというのも一つの考え方ですし、また土居委員のおっしゃったように、だからこそもう一回きちんと整理するというのも大事ですが、いずれにせよ国民健康保険に入れない人たちが大量に出てくるような形を作ってはいけません。これがまず一つだと思います。

その上で、この第2の論点に関わって、財源をどうするか。特に少子化対策に絞って申し上げると、財源をどうするかということですが、財源はある意味で、特に東京都の場合あるのだと。ただ、本当に効果があって、納得度の高い少子化対策をやっていくというのはどういうことなのだろうかということ。しかも、特にこの前の全国知事会での議論などを思い起こすならば、地方からのある種の反発というのがあったのは分かっていたのですが、近隣3県からもいろいろと言われるようになってきているという状況で、これをどうするかということを考えると、東京都の少子化対策、私自身も一定の評価はするのですが、よく子育て支援であっても少子化対策になっていないとなれば、なぜ子供が生まれてこないかということ、やはり若い世代が結婚もできない。まして子供を作れないという状況があって、有配偶出生率も下がっているんで、それに対し018サポートや高校の無償化などをやるのは非常に有効なのですが、やはり更に根底にある若い世代の結婚、出産を支える雇用の創出といったところを何とかしていかなないと、少子化対策にならないという現状。実はここで議論していくことで、地方とも、あるいはもちろん近隣3県ともコミュニケーションができるのではないかなと思うのです。やはり近隣3県からしてみると、地方とまた事情が違って、018サポートや無償化など、非常にキラキラしていると。このキラキラした少子化対策が、近隣3県からすると、もう神奈川県民と東京都民はあまり生活感覚が違わないわけで、なぜあちらだけがという、こういう反応を惹起してしまうわけでありまして、キラキラしているだけでいいのかということも少しあるのです。先ほど申し上げたように、雇用の在り方のようなところで、こうなってくると、地方はやはりなぜ出産可能年齢である女性が出ていってしまうのか。そこは、地方は地方としてやはり考える必要があるのではないかなと思うのです。東京は東京で、やはりこれだけの人が来ていて、婚姻率は高いですね。若い世代が多くいるから、結婚が起きる割合は高いのですが、圧倒的多数が結婚できないという現実も矛盾しない形であるわけですね。なぜそうなってしまっているかということ、やはり真摯に考えなければいけないということで、もう少し建設的な対話が成り立つだろうと思うのです。

そのような意味では、繰り返しになりますが、財源をどうするのだという議論ですが、全世代型社会保障というのは、要するに少子化対策ですので、それをやった際に、本当に納得度が高くて効果がある施策を地方あるいは近隣3県とのコミュニケーションを確立しながら追求していくということで、ここが大事ではないかと思っています。

すみません、少し長くなりましたが以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

というのは、いわゆる今回の岸田政権の少子化対策が割と現金給付が多いという中で、子供を持っている人や持つ決意のある人には効いているが、そもそもその手前で子供を持てない方々には、実はあまり効かないというところに本当は手をつけないといけないとなると、更に社会の構造的な部分、非正規雇用を

どうするか、ワーキングプアの人たちをどうするかなど、そのようなところを近隣県や地方の人たちと一緒に東京都が考えていくことが先決ではないかと、そのような理解でよろしいでしょうか。だとすると、そのような政策に税金をどう考えるかと発想すべきだと考えてよろしいですか。

【宮本委員】 基本的にそうです。税金の使い方としては、労働市場政策は難しいのですが、基本的にそうです。

【諸富小委員長】 なるほど。分かりました。貴重な御意見をありがとうございます。

ほかの皆様はいかがでしょう。

【高端委員】 私が思うところを少しお話ししますと、全世代社会保障に照らして、財源の在り方はどう考えるのかというのが、この論点2における私たち委員に対する投げかけというわけですが、結局社会保障の経費は当然自然増もあり、社会の変化に応じていろいろと給付を充実しないといけない部分というのも含めると、なおさらその財源の確保は大変な問題なわけですよ。ところが、御存じのとおり、この今次の少子化対策のてこ入れにおいても、まず実質的な国民の負担増は発生させないと。更に言えば、増税とりわけ消費税の増税はしませんというところで、要するに負担を増やさないという縛りをかけて、財源の調達がされようとしているわけですよ。そうすると、全世代型社会保障でそのように財源のパイが限られると、当然ながら医療や介護を効率化し、あるいは供給を効率化すると同時に、自己負担だから介護保険の自己負担や医療保険の窓口負担のところを払える人にはなるべく払ってもらおうという方向で、自己負担の強化が進み、それで財源が捻出できなければ、少子化対策財源も限られてくるという、言わば世代間の奪い合いになってしまうわけですよ。

それを回避するには、やはり負担をみんなできちんと分かち合って、財源をしっかりと確保していきましょうという方向性にならないといけないのですが、いま申し上げたように、そのようにはならないという、恐らくそのような現状を念頭に議論をする必要があるのかと思っています。そうすると、基本的には先ほどの土居委員の御意見は、私が誤解をしていなければ、基本的には税による財源調達を重視すべきで、その税の中でもとりわけ消費税が重要だという御意見だったと思うのですが、そこは私も全くそのとおりだと思っていて、その財源調達の手段として、消費税の重要性というのは揺るがないだろうというところですよ。というのは、社会保険料で取るか、消費税で取るかと言ったら、私はどう考えても明らかに消費税の方がいいと思っていて、例えば今回の少子化対策の支援金制度、あれでたしか1兆円財源調達しますという話なのですが、1兆円程度消費税で調達すると言えば、消費税率で言って0.5%か、0.5%も要らないかというぐらいなのですが、先ほどから議論があったような理由で、結局ああいう支援金制度のようなやり方をしてしまうと、いったいなぜ自分は、この金額を月額で取られているのか、全く分からないわけですよ。そうすると、いくら消費税の負担が逆進性を帯びていると言っても、自分に生じる負担の根拠というのは、遥かに消費税の方が明確なわけですよ。更に言えば、その消費税による財源調達を進めながら、社会保険料への依存を低めていけば、それが負担の公平化につながっていくし、言うまでもなく税制というのは消費税だけではないわけで、所得課税、資産課税のところでの所得再分配機能の見直しというものも絡めていながらやっていくと考えれば、消費税を悪税なんて言わなくていいのではないかという話になるのですが、なかなかそこが理解されないというところがやはり問題でしょうというような現状認識でいます。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。鴨田委員どうぞ。

【鴨田委員】 少し別の観点ですが、20ページ、21ページにもあるように、事業主負担が、折半というのはかなり大きいのです。そうすると、健康保険組合等でこれ以上、社会保険料を増額すると、恐らく今度は事業主の方で、例えば賃上げを少し控える。総額人件費で予算などを立てるので、そのような面で

は少し不安です。

【諸富小委員長】 しかし、今まで割と社会保険料の引上げに対して、事業主から明らかな反乱が起きた感じはないのですが。

【鴨田委員】 結局義務になっていてしょうがない。

【土居委員】 よろしいですか。

経団連は、明確にアベノミクスで賃上げをしようと言っているところに社会保険料が上がって、労使折半で半分払わなければいけないということで、その分、1%ぐらい賃上げを抑制されているぞというパンフレットを作っていたのを見たことがあります。

【諸富小委員長】 ただ、今までは受け入れてきたが、徐々にそのようなところに入ってくる。片や賃上げを求められる、片や保険料が上がる。

【鴨田委員】 対象者を拡大したりするという動きもやはり大きいですね。

【諸富小委員長】 ありますよね。それも先ほど出ていた話ですよね。

小林委員、どうぞ。

【小林委員】 一つ目の論点とも関わるのですが、一つ目のところで社会保険料の賦課ベースを広げて、金融所得、副業収入等もきちんと含めると。その方向性は、社会保険料と言えど、応能負担の側面を重視している以上は当然だろうなとも私も思うのですが、そこまで賦課ベースを広げていった際に、そこで実現する社会保険料というのが、果たして消費税とどこまで違うのかというのが少し思うところで。もちろんタイミングの問題というのは結構大きいのですが、それを除くと、課税ベースというか、要するに所得税と社会保険料の最大の違いは、先ほども出たかと思いますが、その控除がない部分で、基本的にもう控除なしで比例的にかかるのが保険料ですね。消費税と所得税の違いも、実はそこがすごく大きくて、所得税は控除があった上で、更に累進課税するので、累進度はかなり高まりますが、消費税の場合は、控除なしの比例所得税と基本的に理論的に等価なわけですね。

さらに、労働所得だけを賦課ベースとしていた社会保険料が、そこに更に金融所得等も加わった形で、新たな社会保険料システムができるとすると、それと消費税の違いはもうほとんどなくなるのではないかという気がして。最大の違いは、保険料であれば、先ほどの社会保険システムの中で受益者負担的なところが、どうしても本来は発生すべきで、そうすると均等割のような話も出てくるということにはなるのですが、そこを除くというか、そこを置いておくとなると、社会保険料はもう当然ながら社会保険のためにしか使わないということになるので、そこはもうある意味、社会保障目的税的な側面が出てくるわけですね。そうすると、ただの消費税と比べると、そこは大きな違いで、宮本委員ですかね。あるいは諸富委員か。結局消費税をそこに使っているのに、国民からの信頼が得られないというようなところで言うと、消費税でこれからの社会保障を担っていくというのと、消費税と実質的に変わらない社会保険料でこれからの社会保障を担っていくというので、国民からの信頼度が大幅変わってくるのではないかという気がするのです。そうすると、その消費税をやはりこれからの主要財源として当てにしていく。代替策として、賦課ベースがかなり広がった社会保険料、「社会保障目的税」と名前を変えてもいいのではないかという気もしますが、そちらを主たる社会保障の将来を担う財源として考えていくというのも、一つ大きな選択肢になり得るのではないかという気がするのですが、その辺は土居委員や皆さんはどう思われるのかという御意見を聞いてみたいと思うのですがいかがでしょうか。

【諸富小委員長】 ちなみに、ただいま小林委員がおっしゃっていた賦課ベースを広げるという方法が恐らくあり得ると思うのですが、CSGや、先ほど資料の何ページでしたか、出ているものがありました。あれは、保険料はもう別で新たに税として入れているのですね。社会保険料、つまり厚労省が金融所得を

捕捉して、保険料徴収できるのかというテクニカルな問題、つまりその情報はどこから取ってくるのかという問題があって、できないのではないかと。現在、非常に苦勞されていて、金融資産を加味して社会保険を考えるのだと言っているのですが、情報が集まらなくて、銀行にお手紙で照会かけて、本店から支店でこの人の口座にお金が入っていますか、幾らですか。それで返ってきて、本店からまた手紙が届く。それを本当に全てに広げるとパンクするのですよ。だからできないのではないかと。

【小林委員】 したがって、できないのだったらそれまでですよね。しかし、長期的に考えて、いろいろと仕組みが整ってきて、あるいはそれこそ何かタブーのような気もしていましたが、徴収の一体化の話のようなものもセットで考えるとすると、長期的には話は変わってくるのではないかという気はするのですよね。

【諸富小委員長】 少しその辺りも、単純な保険料の賦課ベース拡大としてできるかどうかという問題が実はある。

【土居委員】 小林委員がおっしゃっている話は、理論的には正しいと思うのです。消費税と労働所得税は、結局は生涯を通じて見ると、同じ負担になるということではあるのですが、やはりこの激しい少子化ですよね。人口構造が劇的に変わる状況で、課税のタイミングがずれるというのは結構大きな負担の世代間格差が広がることになるのではないかと。定常状態で、世代ごとの人口も変わらないということで、かつ給付も一人当たりはどの世代も同じということであれば、消費税で取るか、労働所得税で取るかは、結局はそれぞれ生涯を通じた負担は同じになるのですが、現在の若い世代は更に人口が減るので、そうすると一人当たり負担が重くなると。自分たちが高齢者になる頃には、その一つ上の世代はもういない。その中で負担を分かち合うのだろうが、現在既に高齢世代は現役世代よりは負担しない状態で高齢者になっているので、現役世代からすると、今取らずにいつ取るのだというところはあるわけですね。しかも、その給付が高齢者に偏っていることになっているわけなので。したがって、世代間の負担支え合いというのは非常に美しいし、そうあるべきだと思うのですが、人口構造が急激に変化しているというところが、非常に我々の頭の痛い問題になっているというところは、やはり加味せざるを得なくて。そうすると、賦課ベースを拡大するというのを待ってられなくて、今、高齢者から取れる方法を考えないといけません。だから一生懸命、後期高齢者医療保険料も上げているわけですし、それでいて、後期高齢者支援金が多く現役世代から取られているという状況は、根本的には変わっていないということなので。

少しだけ脱線しますが、これは政府税制調査会で言っても、なかなかのれんに腕押しという感じなので一言だけ。東京都なら、これをセコンドしてくれるかと思って言うのは、高齢者の遺族年金が非課税所得になっているという不公平は、やはり是正するべきだと思います。遺族年金は、基本的にどの年代で受け取っても非課税所得になっていて、所得税は課税されない、住民税も課税されるということになっている。若い世代の遺族年金は、それはそれでまた別の意味があるわけなのですが、高齢者の遺族年金は、ずっと夫婦で生活してきたが、片方が先に亡くなった。それで、もしその亡くなった方が、夫婦の中でより多く年金を受け取っているという状態であれば、ざっくり言えば、その部分の4分の3が、まだ生存している方に受給権が渡ると。ところが、遺族年金でもらっている部分については、所得税も住民税も非課税になっていて、それが保険料の賦課ベースでもノーカウントになっているという状況が現状なわけですね。それでいて、自らの受給権で自らの給付として受け取った場合は、根っから課税所得になって、もちろん公的年金等控除はありますが、当然高齢者として払う保険料の賦課ベースにも入っている。こういう対応関係で、おまけに言うと、年金生活者支援給付金という別の年金制度の外側で、別途消費税財源でつけている給付金も、所得の要件の計算では遺族年金はカウントされていないというわけなので、本人の受給権で受け取っている年金が少なく、その亡くなった配偶者の受給権を引き継いで受け取っているという

方々が、実はほとんど負担をしていないという、このような構図は、高齢者内でも不公平だと思うわけなので、今年の報告で遺族年金が非課税になっているということ、世代内の不公平が起こっているということについて何らかの言及をしていただけるといいと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ほかにございますか。

【柳澤税制調査課長】 途中ですが、よろしいでしょうか。

松原委員が緊急案件のため、退出せざるを得ない状況となったということでコメントをいただいておりますので、いただいたものをそのまま紹介させていただきます。

「例えば社会保険料に関しては、今後増大していくであろう日本在住の外国人にも負担していただく仕組みを所得税とある程度リンクしてつくるのも一案かと思います。」ということでコメントがございましたので、紹介させていただきました。

【諸富小委員長】 皆様、よろしいでしょうか。

【小林委員】 先ほどは土居委員、ありがとうございました。私からお願いしたところがあったので。

課税のタイミングの問題があるので、そして少子高齢化の問題があるので、この世代間の公平性を是正するためにも高齢者に負担してもらうという、それは私も分かっているつもりなのですが。一方で、高齢者の中での問題、それが先ほどの年金にいかにか課税するかという話もちろん関わってくるのですが、高齢者の中の世代内の負担の在り方ということを考えた際に、消費税で一律に求めるとやはり相当低所得の高齢者というのは苦しくなるし、あるいはそこに今度、年金がそこで物価スライドするとすれば給付も増えていくということになるので、その際に社会保険料にその金融所得が入るかどうかというのは、やはり少し大きいのではないかと考えていて。その金融所得が賦課ベースに入ってくれば、結局高齢者の中で、労働所得はないが金融所得があるという人たちにも負担してもらうことができるように、年齢制限をなくせばですが。社会保険料なので70歳までなどと言わずに、どの年齢でも負担してもらうということになれば、金融所得が入ってくことで、大分社会保険料によつての世代内、世代間の公平性の問題というのは何か影響も出てくるのではないかという気もするので、将来的な話で言うと、賦課ベースも広がった社会保険料はもう少し未来があるのではないかという気がしています。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

統計で出ていますが、高齢者になればなるほど、資産から負債を引いた純資産が大きくなっていて、70歳ぐらいがピークで、それからまた少し下がっていくのですが、若い人は当然家を買ったり、車を買ったりするので、負債先行で純負債になっていますよね。したがって、金融資産、金融所得にかけると、事実上、豊かな高齢者課税になるのですね。そのような意味では、高齢者の中における格差にどう配慮して、土居委員の言う高齢者にも負担をとにかくは確かに課題ですよね。ありがとうございます。

【齋藤税制調査担当課長】 すみません、私からも委員方にお伺いできればというところで。

現在、この論点の資料が掲載されておりますが、ここに論点の切り口ということで、いろいろ記載をさせていただいております。たくさん御議論いただいたところでありますが、多少お時間も残っておりますので、こういった切り口でいかがだったかということで、少しお聞きしたいと思っております。

例えば世代間の負担の在り方ということで、現役世代の定義の見直し。例えば、これから高齢者も働き続ける方が増えるだろうといったことが見込まれる中で、その辺りをどう考えるか、それから右に移りまして、所得の格差、資産の格差ということで、冒頭で佐藤委員からも、例えば相続税などを消費税の補完

としてはどうかとかいう御意見もあったり、それから同じく佐藤委員から事業主負担というところで、いわゆる雇用税ということで、別途企業にかけてはどうかということで、新税のようなお話もあったところです。ただ、新税となりますと、やはり国民の嫌税感といいますか、そのようなこともありますので、そこで例えば社会保険料を上げていくといった考え方、もちろん難しいかもしれませんが、払えば返ってくるので納得感があるというような考え方もなくはないというところで、そのような財源確保ということ考えた際に、税もあるだろうが社会保険料からも取ると。また、税でも新税というのもあり得るのではないか。こういったところで論点が立てられるのかどうか、この辺りについて、もし御意見等がございましたらいただければと思います。

【諸富小委員長】　　せっかくだので、今の点について、何かコメントはございますか。

【小林委員】　　すみません、佐藤委員が言った雇用税というのは、新たな税を作るという話なのでしたか。雇用税と呼ぶというだけというか、理論的には、折半したとしても雇用主が払うことには変わらないので、その部分を雇用税として新しい制度として入れるという話なのか、それとも単に我々がその制度を理解する際に、まとめて雇用税と理解すればいいのではないかという話なのかというところで話は変わってくるのかと思いますが。

私が先ほど言った、社会保険料に未来がもう少し出てくるのではないかという話も、ある意味少し、衣替えした新しい社会保障税のようなところがあるので、そこも何か昔の国民福祉税のあれではないですが、目的を変えて名前も変えるのか、あるいは同じ名前のまま性格を変えていくのかというようなところは、慎重に判断していく必要があるのかと思いますが。それを新たに新税として打ち出すかどうかというのは、あまり新税として出すのは得策でないような感じは、確かに直感的にはしますが。しかし、性格の変わる税というか負担。今まであったものが形と名前を変えて、衣替えして再出発するのだという際に名前が新しくなるというのは、十分あり得ることなのかと思います。

【諸富小委員長】　　恐らく佐藤委員は、賃金総額にかけるという御趣旨ですかね。労使折半で保険料と言わず、結局同じなのだからと。賃金ベース課税という意味ですかね。

【小林委員】　　そのようなことではないですかね。

【諸富小委員長】　　それで、保険料であることと賃金税であることの区別が。確かに実質同じなのですが、そのようなことに何がいいことがあるかというのは。

【小林委員】　　現在の労使折半の部分をただまとめて雇用税と呼ぶのであれば、そこは単にそのように理解できるのではないかというだけの話なのではないかと思いますが。どうなのでしょう。新税なのか。意図しているところは、御本人に聞かないと分からないですが。

【諸富小委員長】　　ありがとうございます。

他の方から論点2の方。もし、齋藤さんに言っていた論点に、すぐに答えがなければ、阿部委員に手を挙げていただいていますので、先に阿部委員に御発言をお願いいたします。

【阿部委員】　　ありがとうございます。ただいま委員の方々の御議論がございましたが、事業主負担については非常に重要な制度であると思います。労働環境の変化に伴いまして、雇用契約に基づく形態からいわゆる業務委託契約へと移行する中で、事業主負担の対象外となるケースが増えているという話を時々お聞きしております。

こういった点については、社会保障制度そのものの制度設計と財源の確保という観点から、議論が必要ではないかと思ったところです。例えば、業務委託契約の形態で働く人は、全て自分で社会保険料を負担することになりますので、可処分所得も減少し、生活が不安定になるのではないかと思いますので、その点について検討が必要ではないかと思いました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 時間もないと思いますし、この問題はあまりに大き過ぎると思います。少しよく分からないのが、少子高齢化、人口減少の中で、将来的に財源をどうするのかという際に、特に若い世代が急速に減っていて先細りになっていく際に、全世代型といって、多くいる高齢者が払えばそれはそれでいいと思います。高齢者が、払えるぐらいだったら払えるでしょうという話なのです。しかし、長期的に急速にシュリンクしていくわけですね。したがって、これで全世代型に負担を広くやったとしても、みんなで沈没するだけで、必ずしも解決策にはならないような気がしています。私も全く答えがないですが、人が急速に減っていく際に支え合うと言っても、支え合う人自体がいなくなっていくという世の中です。つまり、今までは、おみこしなどが騎馬戦になり、そのうち何か曲芸のように、こまのようになっていくわけで、それを支えられるとはとても思えないと考えます。当面は高齢者で金がある人が出せば全世代型だという気はしますが、社会保障を充実することで経済が成り立つというようなモデルがない限り、社会保障が経済の負担である限り、これはいずれ崩壊すると思えないので、これは結構深刻です。答えはないのですが、社会保障をやって経済が成り立つという話でもない限り、恐らく負担が増える。負担が増えるのを先細る人間で支えるといっても、それは無理です。大変ですね。要するに経済が循環する、社会保障を含めて循環しないと少し難しいと思いますので、何か負担を広げたという話では収まらないかと思っています。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ただいまの金井委員の御発言を受けると、そもそも負担水準をどうするべきかという論点が更に拡大するのですかね。というところも、現在は社会保障財源、ここに課題の例示を書いているように、必要な財源が増大していくことを踏まえ、つまり増えていくことを踏まえて、ファイナンスをどうするかの話をしてきたわけですが、ここを押さえるべきではないかと、もうみんなで負担しても、みんな沈むだけなので、そもそもやはりこれだけ社会保障の負担を増やさないようにしようという議論がもちろんあり得るわけですが。

【金井委員】 そのような意味ではなくて、給付を減らせば、ますます、少子化を加速して人口が減るかもしれないわけですね。そのため、社会保障と経済の循環次第だということです。したがって、給付を減らしても、人口が増えるのであればおっしゃるとおり、それでいいと思います。そうなるかもしれない。ですが、給付を減らして、ますます坂道を転がり落ちるように少子化が更に進んだら、更に悲惨なことになるので、給付を抑えればいいというモデルかどうかは分からないということです。

【土居委員】 発言いいですか。

日本の社会保障は、不幸中の幸いというか、給付を抑制しても人口がますます減るなんていうような悲惨なことになるわけではないと。社会保障に関わっている人を御覧いただければお分かりいただけるわけですよ。外車を何台も持って乗り回している富裕の人の中にはいますが、もう本当に日々の生活が大変な福祉関係の方もいらっしやると。したがって、お金の配り方が、社会保障関係の当事者の間での分配が歪んでいるという部分があるわけです。したがって、別に頑張った人が大いに稼ぐということを否定はしないが、それは民間の自由競争の下で稼いでいるというのは訳が違って、公定価格の下で税金や保険料は元手になって、それでいて、相当多くの収入を稼いでいる人もいれば、日々の生活が大変だと言っている方がいるというのが、その社会保障の業界の中で起こっているというわけなので、やはり再分配をきちんとしていただくことを通じて、余分に出している部分を抑制できれば、給付を抑制しても質は落とさ

ずに済むし、しっかり社会保障が必要な方々に給付を出すということは引き続きできるということになるのではないかと思います。

【諸富小委員長】 それでは、会長、いかがでしょうか。

【池上会長】 後半につきましても、前半から引き続いて、大変大きな論点について、それぞれ御発言をいただきました。皆さんの発言は、それほど対立するとは思いません。非常に共通した認識に立って御発言いただいたと思います。

まとめて言うならば、一つは、まず東京都税制調査会は、本来は地方税の議論をする場なのですが、ただし、地方税だけで世の中が成り立っているわけではない、先ほどの社会保障財源を考えた際にも、地方税だけでやっていくことにはなっていないわけですので、当然国税との関係、それから社会保険料との関係、あるいは自己負担との関係、全て絡んでおります。そのような意味で、国税あるいは社会保険料の議論もここでやっていくことになっている。まさに今日はいいい機会だったと思います。ということで、それを全て捉えて社会保障財源を考えなければいけないということが第一点です。

二点目が、社会保険料について言うならば、先ほど前半でも少し申し上げましたが、社会保険料の賦課ベースを拡大していく際の問題点は、社会保険料が一つの全国的な制度になっていないということです。そのため、賦課ベースを拡大した際に、一体それは誰が賦課するのですかという問題になる。とすると、社会保険制度の方を何か統一的にお金を集められるシステムでやっていかなければいけない。唯一可能性があるのは、75歳以上の後期高齢者、これも一応県レベルになっておりますが、一応職業から外れてやっているという意味では、そこは可能性がある。したがって、それが一つのモデルになるのだと思います。そのようなところにお金が行くのであれば、それはあり得ると思いますが、そのような社会保険制度の分立状態をどう考えるか、これは非常に大きな問題になります。

それから、先ほど阿部委員からありました働き方の多様化といいますか、雇用といわゆる外注・請負との関係が論点になる。もちろん政府税調の中でも働き方の多様化について、税制としてどう考えるかということは議論されたと思いますが、ただし、これは社会保険料も含めて非常に大きな問題ですので、そのようなところを国税、地方税、社会保険料を含めて考えなければいけないということは、まだ問題として残っていますので、社会保険料についても、そこは一つの問題だと思います。

三番目ですが、高齢者に負担を求める際にも、高齢者もいろいろな方がいらっしゃる。豊かな高齢者、あるいはかなり苦しい生活をしている方もいらっしゃる。所得もしくは資産のある方に、それに応じた負担を求めることになると思います。負担の求め方については、先ほどお話がございました遺族年金も含めて、年金の中で負担能力のある部分に適正な負担を求めるということと、それからもう一つは消費税という形で負担を求める考え方、それからもう一つは資産課税、つまり相続税、贈与税に負担を求める考え方、それぞれの考え方に可能性があると思いますし、ただいま申し上げたとおり、まさにこれは地方税だけではなくて国税にも関わっている問題ですので、そこも含めて議論すべきです。

それから、消費税の逆進性についての議論もございました。今期は、あまりその議論はやっておりませんでした。以前は都税調でも消費税の逆進性対策を行う場合、軽減税率なのか、それとも給付付き税額控除なのかという議論を行って報告に書いたことがございます。恐らく当時の委員の多数意見は、給付金税額控除の可能性を高く評価していたと思います。ですから、もし消費税を拡充していくとすれば、給付付き税額控除の話も進めていくことになるのだと思いますし、幸い今期は個人住民税の現年課税化の問題も含めて、今までではできなかったようなことも税務行政の中で、できるようになっているのではないかと技術的な発展をベースとして議論していますので、その議論をそちらの方向に生かしていく形の報告もできるのではないかと思います。

そのような意味で、今回の議論、今日に限りませんが、地方税に限らず国税、そして社会保険料も含めた形で社会保障の財源を考えるということで、それぞれ非常に適切な御意見をいただきました。

もう一つ付け加えると、最後に出ておりました社会保障を消費とだけ捉えるのか、あるいは産業として捉えるかという問題があります。確かに現金給付に関して言うと、確かに再分配なのですが、例えば現物給付である介護、保育、医療などを産業としてどう捉えるかということがございます。もちろん現在話題になっているように、介護あるいは保育の労働につきましては報酬が十分ではないところがあつて、しかも最近在宅介護については、非常に厳しい状況があることも話題になっております。そのようなところをきちんとやっていかなければいけないので、財源を考える際も国税、地方税、そして社会保険料の組合せをどう考えるかだと思いますので、そこを含めて、できるだけ広い見地から報告ができればと考えております。

まさに今日の論点は、見て分かるとおり、地方税に限らないものになっておりますので、それらも含めて、報告の作成にもっていただければと考えております。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

以上で、論点を二つ議論できましたので、最後に事務局から事務連絡及び次回の日程等の説明をお願いいたします。

【柳澤税制調査課長】 本日の議事録を後日、ホームページにて公表いたします。掲載前に発言内容の確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、今後の日程についてお知らせいたします。次回の第4回小委員会は10月1日火曜日午前9時から報告の素案を検討いただきます。また、その次の第5回小委員会は10月10日木曜日午前9時30分から報告案を検討いただきます。

事務局からは、以上となります。

【諸富小委員長】 第4回、第5回小委員会の運営についてですが、報告内容を検討することから、例年どおり、いずれも非公開としたいと思いますが、委員の皆様、異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、東京都税制調査会運営要領第2の4に基づき、第4回、第5回小委員会は非公開と決定させていただきます。

それでは、本日の議題を終了いたします。お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございました。これをもちまして、第3回小委員会を閉会とさせていただきます。

— 了 —